

伊 勢 市 公 報

第 309 号
平成 30 年 9 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
議会規則	
○ 伊勢市議会傍聴規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	5
○ 伊勢都市計画学校の変更について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	7
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	8
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	9
公 告	
○ 公聴会の開催について	10
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 公示送達	13
○ 伊勢市施設類型別計画の公表について	14

伊勢市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 9 月 7 日

伊勢市議会議長 西 山 則 夫

伊勢市議会規則第1号

伊勢市議会傍聴規則の一部を改正する規則

伊勢市議会傍聴規則（平成17年伊勢市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（傍聴の手続）

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する交付は、先着順に行うものとする。ただし、次条の定員を超える傍聴人がある場合は、議長はその交付を中止することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「一般傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けた日に限り、傍聴することができる。

4 一般傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 一般傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（一般席の定員）

第4条 一般席の定員は、31人（車椅子席2人を含む。）とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とする。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。

第 8 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条を第 7 条とする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 9 月 10 日から施行する。

伊勢市告示第 119 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 30 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 30 年 9 月 10 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 120 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

13 みなと小学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 30 年 9 月 3 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,150 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,911 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,821 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,463 人

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 153 回総会を次のとおり招集します。

平成 30 年 9 月 10 日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成 30 年 9 月 14 日（金）午後 1 時 30 分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2 - 4 会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 9 月 14 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 30 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
勢田町、藤里町、中島 2 丁目及び辻久留 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 76 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 30 年 10 月 2 日（火）午後 7 時から

伊勢市役所 本館 4 階 4-1 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画道路の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 30 年 9 月 18 日（火）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 30 年 9 月 3 日（月）

至 平成 30 年 9 月 18 日（火）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

12 意見申出書の提出先及び問合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 77 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 9 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 78 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 79 号

伊勢市施設類型別計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表
します。

平成 30 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を情報戦略局情報調査室に備え置いて縦
覧に供します。